

## 参 考 资 料

関係行政機関及び事業者団体等

	名 称
関係行政機関	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局
	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所
	千葉県 環境生活部 大気保全課
	千葉県 警察本部 交通部 交通規制課 交通指導課
事業者団体等	東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所 市原管理事務所
	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社
	東京ガス株式会社 NGV事業室
	一般社団法人 千葉県トラック協会
	一般社団法人 千葉県バス協会
	一般社団法人 千葉県自動車整備振興会
	千葉商工会議所

## 千葉県自動車公害防止計画推進検討会設置要綱

## (設置)

第1条 本市における自動車公害防止計画（以下「計画」という。）の策定及び推進について必要な事項を検討、協議するため、千葉県自動車公害防止計画推進検討会（以下「検討会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 計画の策定、準備に関すること。
- (2) 計画に係る各部局の施策に関すること。
- (3) 計画の推進体制に関すること。
- (4) その他計画の策定、推進に関し必要な事項。

## (組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、環境局環境保全部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議の開催)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、第2条に規定する事項を検討協議するため、必要に応じ、次条第1項に定める分科会に検討等を指示することができる。

## (分科会)

第6条 会長は、次世代低公害車普及促進の事項について検討協議するため、検討会に分科会を置く。

- 2 分科会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

## (分科会会長及び分科会副会長)

第7条 分科会に、分科会会長及び分科会副会長を置く。

- 2 分科会会長は、環境保全課温暖化対策室長をもって充てる。
- 3 分科会副会長は、環境保全課課長補佐をもって充てる。
- 4 分科会会長は、分科会の会務を掌理する。
- 5 分科会副会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (分科会の会議の開催)

第8条 分科会の会議は、必要に応じて分科会会長が招集する。

- 2 分科会会長は、第5条第2項に規定する会長の指示に従い、所掌事務について検討協議し、その内容を検討会に報告するものとする。

## (関係者の出席)

第9条 検討会及び分科会は、検討、協議のため必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第10条 検討会及び分科会の庶務は、環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室において処理する。

## (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附則

この要綱は、平成4年10月15日より施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月10日より施行する。

附則

この要綱は、平成8年6月17日より施行する。

附則

この要綱は、平成9年8月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成12年9月26日より施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 千葉市自動車公害防止計画推進検討会名簿

環境局	環境保全部長	
総合政策局	総合政策部	政策企画課長
財政局	財政部	財政課長
	資産経営部	管財課長
市民局	市民自治推進部	地域安全課長
環境局	環境保全部	環境総務課長
		環境保全課長
		環境規制課長
	資源循環部	収集業務課長
経済農政局	経済部	産業支援課長
都市局	都市部	都市計画課長
		交通政策課長
		市街地整備課長
		都心整備課長
	公園緑地部	緑政課長
		公園建設課長
建設局	土木部	土木管理課長
		土木保全課長
	道路部	道路計画課長
		道路建設課長
		街路建設課長
		自転車政策課長

別表 2 千葉市次世代自動車普及促進分科会名簿

環境局	環境保全部	環境保全課温暖化対策室長
財政局	財政部	財政課長補佐
	資産経営部	管財課長補佐
環境局	環境保全部	環境総務課長補佐
		環境保全課長補佐
		環境規制課長補佐

千葉県環境基本計画等に定める目標値一覧

1 大気環境目標値

物質	目標
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

2 温室効果ガス排出量

2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度実績より約13%削減する。

※計画期間：2016年度～2030年度

3 騒音環境目標値

地域の類型		目標値	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
道路に面する地域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路の面する地域、及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	幹線道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間)	70デシベル以下 (45デシベル以下)	65デシベル以下 (40デシベル以下)

備考1 A地域：第1種区域（第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域）

B地域：第2種区域（第1種及び第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域）

C地域：第3種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）及び第4種区域（工業地域）

備考2 “幹線道路に面する地域”のうち（ ）の目標値は、個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る目標値

備考3 “幹線交通を担う道路”とは、①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）、②①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号の定める自動車専用道路とする。